

多摩川第一発電所外2か所の水力発電所で発電する電気の売却先に関する事業者公募要項等に係る質問回答書

質問番号	質問事項	内容(受け付けた質問票のままの表記です。)	回答
1	(公募要項 別添様式4-2 15 ページ)	環境価値の活用提案については、対象都有施設向けの高圧供給に加え、残余の電気及び環境価値について都内の低圧需要家向け販売も提案予定です。 様式4-2 について、チェック項目2～7 は対象都有施設向けの高圧供給メニューを対象として回答すべきでしょうか。それとも、環境価値活用先として提案する販売メニュー(高圧・低圧を含む)を対象として回答してよいでしょうか。 なお、当社の提案では、高圧メニューには市場価格調整の設定がなく、低圧メニューには市場価格調整の設定があります。このように供給先によって回答内容が異なる場合、項目5～7 はどのように記載すべきかご教示ください。	公募要項「12.4 提出書類」(3)ア(ウ)のとおり、都内の需要家(都有施設を含む。)に対する高圧供給メニューとして回答をお願いいたします。
2	(公募要項 4 ページ1行目)	売却仕様書の中について確認したい。 1.6.1 発電計画の通知について、令和7年度の各発電所の計画値を共有いただきたい。	別途、資料をHP上に公開します。 なお、本契約期間中の発電量を保証するものではありません。
3	(公募要項 4 ページ1行目)	売却仕様書の中について確認したい。 1.6.2 発電パターンの調整について、(2)の要請を受けたことがある場合、その詳細(該当発電所、日時、および量)を確認したい。	別途、資料をHP上に公開します。
4	(公募要項 4 ページ1行目)	売却仕様書の中について確認したい。 1.6.2 発電パターンの調整について、(1)が令和7年度に行われていた場合、その日時を確認したい。	令和7年度は(1)に基づく発電パターン調整を行っておりません。
5	(公募要項 4 ページ1行目)	売却仕様書の中について確認したい。 1.6.2 発電パターンの調整について、(1)が供給期間に予定されているものはあるか。	現時点で予定はありません。
6	(公募要項 4 ページ1行目)	売却仕様書の中について確認したい。 3.3.1 業務上知りえた秘密に定める第三者から親会社を対象外とすることは契約上問題がないか。 (本案件契約にあたり親会社との確認が生じる見込みであるため確認するものです。)	親会社等への具体的な取扱いについては、契約締結後に当局と別途協議となりますが、仕様書「3.3.1 業務上知りえた秘密に定める事項」については、買受人と同様に、親会社においても遵守するものとします。
7	(公募要項 4 ページ1行目)	売却仕様書の中について確認したい。 1.6.1 発電計画の通知について「原則、前日の11時までを目途に通知する。」とあるが、前日の8時までを目途、もしくはも前々日の通知とすることは可能かを確認したい。	当日の発電計画について、ご要望の日時に通知させていただくことは困難ですが、前日の11時に加え、買受人決定後の協議により、月間計画や週間計画について事前に通知させていただくことは可能です。
8	(公募要項5ページ1行目)	対象都有施設の年間消費電力量について、30 分コマ単位の実績値を公表いただくことは可能か。	別途、資料をHP上に公開します。 なお、公開するデータは送配電事業者から提供されたデータとなります。
9	(公募要項5ページ1行目)	対象都有施設の年間消費電力量について、EV バスの導入量増減等により供給期間内において増加が見込まれるもしくは減少が見込まれる予定がある場合には、その内容を確認したい。	現時点で供給量が増減する工事等の予定はありません。
10	(公募要項5ページ1行目)	対象都有施設の現在の契約電力を確認したい。	別途、資料をHP上に公開します。
11	(公募要項 8 ページ4 行目)	都内需要家への販売について、東京産水力発電専用の料金メニューを新設するのではなく、既存の再生可能エネルギーメニューに契約上の特約や供給証明等を付し、東京産水力発電由来であることを明示する方法でも認められますか。	都内需要家への販売方法に関しては、制限なく提案いただいて結構です。 ただし、販売方法は、公募要項「12.4 提出書類」(3)アに基づきご提案いただく事項となっているため、審査の対象となります。
12	公募要項 8.2(電気料金の構成)	「料金体系は、買受人の小売供給約款に基づくものとし、買受人決定後、当局及び買受人が別途協議の上、決定」とあるが、当該料金単価は別途協議のうえ貴局と締結する契約書で定めるという理解で正しいか、それとも、提出する小売供給約款に料金体系が記載されている場合は、これに拘束されるという意味でしょうか。	公募要項「12.4 提出書類」(3)ア(ウ)で提出いただく小売供給約款もしくは販売メニューに基づき、買受人決定後、当局と協議の上、決定いたします。ただし、本契約期間中、小売供給約款及び販売メニューの改定がある場合は、別途協議いたします。
13	事業者公募要項 4頁8.2 電気料金の構成	(契約電力500kW以上の協議契約の施設) 契約電力を増加される場合は一般送配電事業者の管轄事業所と事前協議を必ず実施していただくようお願いいたします。(事前協議の結果、一般送配電事業者の供給設備増強工事が必要な場合等や手続きの期間が短く協議が調わない場合または、契約電力を減少される場合も同様に協議が調わない場合は、契約開始日に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。) また、1年目の契約で現契約電力を超過(ピークオーバー)した場合、2年目開始時に契約電力を是正して頂けますでしょうか。	質問番号9のとおり、現時点で契約電力の増加が見込まれる工事等の予定はありませんが、契約電力を増加する場合は、一般送配電事業者の約款に基づき事前協議いたします。 また、契約電力を超過した場合は買受人の約款等に基づき適切に対応いたします。

多摩川第一発電所外2か所の水力発電所で発電する電気の売却先に関する事業者公募要項等に係る質問回答書

質問番号	質問事項	内容(受け付けた質問票のままの表記です。)	回答
14	(公募要項8.2.4 ページ14～17 行目)	庚申塚変電所及び西尾久変電所に係る総合契約については、買受人から総合契約又は個別契約のいずれかを提案し、協議の上決定するとの理解で相違ないか。	お見込みのとおりです。
15	(公募要項 4ページ 8. 2項 電気料金の構成について)	「買請人が対象都有施設に東京水力発電所由来の電気を供給したことに対して、当局が買請人支払う対価の料金体系は、買請人の小売供給約款に基づくものとし、買請人決定後、当局及び買受人が別途協議の上、決定する」とありますが、燃料調整費等について、旧一般電気事業者の燃料調整費とは異なる弊社独自の燃料調整費の算定プランでの契約も可能と考えてよろしいでしょうか。また、市場連動プランでの契約も可能でしょうか。 最後に、弊社は小売りに関して複数のプランがあるため、約款にすべてのプランの算定方法は記載しておらず、市場連動などのプランについては、別途、個別契約書にて料金算出方法などを記載する形となるプランもございます。約款の補足としてそのような資料があれば、各種プランでの契約締結は可能でしょうか。(当社の個別契約書で難しい場合は、貴局指示に基づき必要事項記載した補足資料なども提出・作成可能です。)	買受人の小売供給約款及び販売メニューに基づく内容であれば差し支えありません。 なお、燃料調整、市場価格調整及び市場価格連動の算定方法が小売供給約款及び販売メニューに記載されていない場合は、様式4-2に記載をお願いいたします。
16	(公募要項8.4.4 ページ21～23 行目)	契約締結後、一般送配電事業者の託送供給等約款の改定、法令改正その他制度変更により、弊社小売供給約款(電気需給約款)等の変更が生じた場合は、当該変更内容を反映し、契約単価または燃料費等調整の取扱いについて協議の上変更できるとの認識で相違ないか。	約款の改定、法令改正や制度変更等があった場合は、契約内容について別途協議いたします。
17	(公募要項8.4.4 ページ21～23 行目)	対象都有施設への電気供給に当たり、基本料金及び電力量料金に加え、弊社電気需給約款等に定める独自の燃料費等調整額(燃料費調整額、市場価格調整額等を含む。)を適用し請求することは可能との認識で相違ないか。	買受人の小売供給約款及び販売メニューに基づく内容であれば差し支えありません。 なお、燃料調整、市場価格調整及び市場価格連動の算定方法が小売供給約款及び販売メニューに記載されていない場合は、様式4-2に記載をお願いいたします。
18	公募要項 8.4.1(環境価値の取扱い)	「当該環境価値の対価は、当局が買受人に支払う電気料金に含まれるものとする。」とあるが、当社では環境価値の提供に関する契約は電気の契約とは別に締結することとしている(電気需給約款とは別に、環境価値の提供を定める約款が存在する)が、この応動は許容されるでしょうか。	契約が複数であっても差し支えありません。 電気料金及び環境価値について定めている約款等をご提出ください。 なお、買受人が当局に移転する環境価値については、仕様書「1.2 語句の定義」(2)に示すとおり、当局が多摩川第一発電所外2か所の水力発電所で発電する電気の持つ環境価値を証書化した非FIT非化石証書としてください。
19	事業者公募要項 5頁8.4.3 供給期間中における対象都有施設の設備改修等への対応	(契約電力500kW未満の実量制契約) 契約期間中に、受電設備(トランス・変圧器容量等)の増設工事を予定している施設はありますでしょうか。 該当する施設がある場合、増設工事後に契約電力が増加し、1年を満たさないで契約電力を減少または需給契約を廃止される場合は、1年未満のご使用としての料金の精算、期中解約金を申し受けます。また、契約電力等を1年に満たさないで減少される場合は、当該部分について1年未満のご使用として料金を精算させていただきます。 1年未満のご使用としての料金の精算および期中解約金は、料金最終請求月に料金精算させていただきますがよろしいでしょうか。 また、現在の契約期間中に増設工事を行っている施設がある場合も同様のお取扱いとなりますのでご了承願います。(現在の契約期間中に増設工事を行っている施設がある場合も同様のお取扱いとなりますのでご了承願います。)	現時点において、契約期間中に受電設備の増設工事を予定している施設はありません。 なお、施設の変更があった場合は約款等に基づき適切に対応いたします。
20	事業者公募要項 5頁8.4.3 供給期間中における対象都有施設の設備改修等への対応	実量制契約の契約電力はその1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。 協議契約の契約電力は協議制のため固定されます。変更の場合はお申込みをいただいたうえで契約電力が変更となりますのでご了承ください。	買受人の小売供給約款及び販売メニューに基づく内容であれば差し支えありません。
21	(公募要項8.4.3 5ページ5～7 行目)	対象都有施設について、契約期間中に契約電力に影響を与える可能性のある受変電設備の更新、設備増減設、建物の増改築又は建替え等の計画がある場合は、ご教示いただきたい。	現時点において、契約期間中に契約電力に影響がある受電設備更新等の計画はありません。 なお、設備の変更があった場合は約款等に基づき適切に対応いたします。

多摩川第一発電所外2か所の水力発電所で発電する電気の売却先に関する事業者公募要項等に係る質問回答書

質問番号	質問事項	内容(受け付けた質問票のままの表記です。)	回答
22	(公募要項5ページ 8.4.3 項)	東京都有施設の設備改修などについて、契約期間中に契約電力の増減に関わるような工事を予定していますか。予定されている場合、どの施設でどのような工事なのかご教示頂きますと幸いです。	現時点において、契約期間中に契約電力の増減に係る工事は予定しておりません。なお、施設の変更があった場合は約款等に基づき適切に対応いたします。
23	事業者公募要項 5頁 8.4.4 電気料金	高圧(特別高圧含む)につきましては電力量単価が単一となる料金プランでの応札となります。実際の料金算定にあたっては、各月の実測力率により基本料金を算定することでよろしいでしょうか。また、契約期間中に一般送配電事業者の託送供給約款の見直し(レベニューキャップ制度)等、社会情勢の大きな変化があった場合は、契約単価を変更させていただきたいと存じますが応じていただけますか。※レベニューキャップ制度とは、近年頻発している自然災害や、再生可能エネルギーの普及など、様々な環境変化に対応するため、一般送配電事業者が電力送配電設備の強靱化などに必要な投資の確保と、コスト効率化による費用削減を両立させるための制度となり、一般送配電事業者の送配電設備を利用する際の利用率であることから、当社にて提供しているすべての料金メニューが対象となります。	買受人の小売供給約款及び販売メニューに基づく内容であれば差し支えありません。また、約款の改定、法令改正や制度変更等があった場合は、契約内容について別途協議いたします。
24	事業者公募要項 5頁 8.4.4 電気料金	弊社では、2027年4月1日に電気需給約款の改定を予定しています。それに伴い、燃料費調整制度(基準燃料価格、基準燃料単価および係数)ならびに市場価格調整制度(基準市場価格、基準市場単価)が見直されます。弊社が落札した場合は、2027年4月1日の電気需給約款による算定を行いますかよろしいでしょうか。また、2年目の2028年4月1日に電気需給約款の改定があった場合、同様の算定を行いますかよろしいでしょうか。	買受人の小売供給約款及び販売メニューに基づく内容であれば差し支えありません。また、約款の改定、法令改正や制度変更等があった場合は、契約内容について別途協議いたします。
25	事業者公募要項 5頁 8.4.4 電気料金	弊社が落札した場合、実際の料金算定にあたっては、ベシックプランの燃料費調整額および市場価格調整額による調整を行うことでよろしいでしょうか。	買受人の小売供給約款及び販売メニューに基づく内容であれば差し支えありません。なお、燃料調整及び市場価格調整の算定方法が小売供給約款及び販売メニューに記載されていない場合は、様式4-2に記載をお願いいたします。
26	事業者公募要項 5頁 8.4.4 電気料金	分散検針の場合、今回の入札による契約開始日および契約終了日前後の請求書の合算は行えず、場合により年間の請求が13回になることがありますかよろしいでしょうか。	計量日等は、買受人が定めるものとして差し支えありません。
27	(公募要項8.4.4 5ページ9～10 行目)	弊社が落札者となった場合、月々の電気料金については、弊社電気需給約款に基づき、支払義務発生日(検針日の属する月の末日、検針日が毎月初日の場合は検針日)以降に弊社から発行する請求書により、弊社指定の金融機関口座へお支払いいただく運用は可能か。また、支払期日については、弊社電気需給約款に定める支払期限(検針日の属する月の翌月末日)の適用は可能か。	買受人の規定に基づき対応いたします。
28	(公募要項9 ページ 8 行目)	・選定委員会についてはどういった審査者で構成される予定でしょうか	審査者の構成については公表しておりません。
29	(公募要項9 ページ 15 行目)	参加者が単独となった場合については、ヒアリングは開催されないという理解でよろしいでしょうか	ヒアリング参加者が1者の場合においても、ヒアリングは実施いたします。
30	(公募要項 9 ページ 12 行目)	「審査の結果、買受人候補者なしとすることもある」とありますが、どういった基準の上で候補者なしとするのでしょうか。また、買受人候補者なしとなった場合は、どのような方式にて買受人を決定するのでしょうか。	審査の結果、参加者すべてが失格となった場合を想定しています。また、買受人候補者なしとなった場合の買受人の決定方法については、現時点で決まっているものではありません。
31	公募要項 5 頁 9.1 仕様書 8 頁 3.2・3.4(3)	環境価値の利用状況及び都内供給先に関して提出する記録について、提出期限、報告単位(需要家別・メニュー別・月別等)、必須項目、証憑の種類及び保存期間をご教示ください。	環境価値の利用状況及び都内供給先に関して提出する記録について、買受人の任意様式で差し支えありません。また、報告単位及び必須項目等についての指定はありません。なお、各年度分の報告についての提出時期は、翌年度の4月末頃までにご提出いただくことが望ましいです。

多摩川第一発電所外2か所の水力発電所で発電する電気の売却先に関する事業者公募要項等に係る質問回答書

質問番号	質問事項	内容(受け付けた質問票のままの表記です。)	回答
32	(公募要項5ページ9.1項)	都の区域内の主な供給先・契約期間が分かる資料について、以下ご確認・ご教示願います。 ① 全ての供給場所となると膨大になりますので、都の区域内の主な供給施設をピックアップして複数個で構わないと理解しましたが認識相違ないでしょうか。 ② 供給予定施設については売電電力量以上の報告が必要等、何か報告に際し指定がございましたらご教示ください。 ③ 報告フォーマットなどは当社任意で構わないでしょうか。ご指定フォーマットがある場合は、フォーマットをご提示いただくことは可能でしょうか。	① お見込みのとおりです。 ② 報告に際しての指定はありません。 ③ 買受人の任意様式で差し支えありません。
33	公募要項 5 頁 9.2 仕様書 8 頁 3.6 契約書約款 第6条・第7条	環境価値の活用提案について、公募要項9.2は『実施するよう努めなくてはならない』、仕様書3.6は『遅滞なく実施すること』とされており、文書間の優先関係及び契約上の義務についてご教示ください。買受人の責によらない、やむを得ない事情により、提案どおり実施できない場合の協議・変更手続、契約違反・解除・違約金の適用範囲もご教示ください。	公募要項の記載を優先します。 なお、環境価値の活用提案については、評価対象となるため、本契約期間中に実施可能と想定した内容としてください。 買受人の責によらない、やむを得ない事情により、提案どおり実施できない場合は質問で例示いただいている違約金等の適用は想定しておりません。
34	(公募要項10ページ-行目)	「経営の安定性」については、直近3年分の財務諸表等をもとに審査されるものと認識しておりますが、具体的にそれらのうちどういった指標や実績が審査(減点)対象となるのでしょうか	経営の安定性の審査内容については公表しておりません。
35	(公募要項 10 ページ 別添 審査基準)	貴局が定める最低単価について、こちらはどのような根拠を元に算定されるのでしょうか。	最低単価の算出根拠については公表しておりません。
36	公募要項8 頁12.4 (3)イ、様式4-1	「…周知するための取組について、具体的に提案すること」とあるが、貴局事業の周知にあたり、必要な費用(例:動画を作成する場合にその作成費用)は、貴局・買受人いずれの負担となるか。	買受人の負担となります。
37	公募要項8 頁12.4 (3)ア(ウ)、様式4-2	様式4-2 記載の各チェック項目について、弊社ではエネルギーとしての電力の供給と、「水力の電気」「環境価値」の供給とを、契約上分離することを検討している(=電力の小売供給約款に「水力の電気」を供給することは包含されない)が、様式4-2のチェック及び記入にあたっては、電力の小売供給約款と「水力の電気」を供給する約款等の、どちらかに記載があればよいということで相違ないか。また、添付する約款及びパンフレット等は、双方を提出しなければならないか。	様式4-2の記載内容については、どちらかに記載があれば、その内容を記載いただいて構いません。 ただし、約款及びパンフレット等については電気と環境価値の双方を提出願います。
38	公募要項 12.4(3) (ウ)	料金プラン・サービス内容が分かるパンフレットがない場合は、新メニュー創設に関する構想の提案書となるが、その理解で良いか。	お示しの内容で差し支えありません。 パンフレット等がない場合は、当該提案書を提出する旨を明記してください。ただし、小売供給約款は提出いただく必要があります。
39	(公募要項12.4 8 ページ4～9 行目)	対象都有施設への電力供給に当たり、需要場所ごとに異なる基本料金単価及び電力量料金単価を設定することは可能か。また、その場合、提出資料(ウ)「小売供給約款及び販売メニュー(料金プラン・サービス内容が分かるパンフレット等)」については、各需要場所に適用を予定している料金メニューに対応する約款及び販売メニューをすべて提出する必要があるか、ご教示いただきたい。	買受人の小売供給約款及び販売メニューに基づく内容であれば差し支えありません。ただし、買受人決定後、提案いただいたメニューについて協議の上、決定いたします。また、約款及び販売メニューについては、適用を予定しているものをすべてご提出願います。
40	(公募要項 13項)	① ヒアリング審査について、必要に応じて内容を補足する資料を持参してもよいとのことですが、こちらは事前の提出は不要と理解しました。認識相違ないでしょうか。また、補足資料については、パワポなど提案者任意の様式でよろしいでしょうか。 ② 資料は社名が分からないように伏せることとございますが、ヒアリング時も社名の特定ができないように配慮が必要という理解で宜しいでしょうか。 ③ 提案書類ご提出時の製本やホッチキス止めの位置、とじ込み順番についてご指定があればご教示ください。	① 補足資料については、事前提出は不要です。ただし、あくまで提出された提案書を補足するものですので、提案書に無い事項は評価の対象とはいたしません。 ② 公平性を保つため、社名が特定できないようにご配慮願います。 ③ とじ込みの順番については、公募要項「12.4 提出書類」の順番のとおり、製本については公募要項「12.5 その他」(1)のとおり、1部ごとにA4ファイルにつづってご提出願います。

多摩川第一発電所外2か所の水力発電所で発電する電気の売却先に関する事業者公募要項等に係る質問回答書

質問番号	質問事項	内容(受け付けた質問票のままの表記です。)	回答
41	公募要項 別添	審査基準に、対象都有施設への供給単価に関する評価基準が無いが、提出する小売供給約款記載の供給単価もしくは協議時に提示する供給単価の高低は本審査に影響しないという理解で正しいか。また、如何なる供給単価であろうとも落札者は対象都有施設への供給が確約されているのか、それとも供給単価によっては供給契約が締結されないということが有り得るのか(後者の場合、本買受契約自体が不成立となるという波及が有り得るのか)。	対象都有施設への供給単価は評価点に影響いたしません。 また、対象都有施設への電気の供給は本公募の前提となる条件です。供給単価については、質問番号12のとおり、提出いただく小売供給約款及び販売メニューに基づき、買受人決定後に当局と協議の上で決定し、締結する電気需給契約書に定めることとしております。
42	(売却仕様書 1.2 (2)・3.5 / 公募要項 8.4.1)	当局が証書化される非FIT 非化石証書について、発電所を特定できるトラッキング情報は付与されますでしょうか。都内の需要家に対し「東京産水力発電由来」であることを明示する活用方法(様式4—1)を検討するにあたり確認させてください。	トラッキング情報は付与されております。
43	(仕様書2ページ 1. 5. 1 目標売却電力量)	令和9-10年度の目標売却電力量について、発電所別にエクセルデータにて月別もしくは30分コマ別のデータをいただけますでしょうか。	月別の目標売却電力量については別途、資料をHP上に公開します。
44	(仕様書2ページ 1. 5. 1 目標売却電力量)	当該電力量の試算にあたり前提とした出水率および事故率(計画外停止率)をご教示いただけますでしょうか	目標売却電力量は、過去10年間の売却電力量実績から停止電力量を控除して算出しており、出水率及び事故率は使用しておりません。 なお、出水率については別途、資料をHP上に公開します。
45	(仕様書 2 ページ「1.5.1 目標売却電力量」)	表1—1にて示されている目標売却電力量は、1.8 及び1.9 に記載された定期点検・設備更新に伴う発電停止を全て織り込んだ数量でしょうか。	目標売却電力量については、発電停止を織り込んだ数量となっております。
46	(仕様書2ページ 1. 5. 2 過去の発電実績)	平成28 年度から令和7 年度までの発電所別の出水率および事故率(計画外停止率)をご教示いただけますでしょうか	事故率のデータはありません。出水率については、別途、資料をHP上に公開します。
47	(仕様書3 ページ・1.6.2 発電パターンの調整)	対象発電所はダム式もしくはダム水路式でありながら発電パターンの調整は行えないとのことですが、季節や時間帯に限っての運転パターン調整の余地はございますでしょうか	発電に使用する水は水道局の水運用と密接な関係があるため、ダムの水位調整や降雨等の出水時を除き、一定の運用が基本となっており、季節や時間帯を指定しての計画は立てられません。
48	仕様書1.7 発電の停止及び制限	期待発電量と想定需要量を対比すると基本的には想定需要量を満たす環境価値が買受けられ且つ都有施設へ提供できると考えられるが、仕様書1.7 に記載の事由が発生し、発電量が都有施設需要量を下回る事態となった場合、かかる不足のうち環境価値相当の不足分を買受人が別途補填して供給する必要有無についてご教示ください。また、有の場合、補填する非化石証書は水力由来であること等、指定供給条件があれば合わせてご教示ください。	期待発電量と想定需要量の対比についてはお見込みのとおりであり、対象都有施設の需要量は対象発電所の期待発電量の一部にとどまるため、仕様書1.7に記載の事由が生じた場合においても、環境価値が不足する事態は想定しておりません。
49	仕様書 1.9 設備の更新等に伴う発電停止	「一般送配電事業者の設備に関する工事の場合は、事前に当局が一般送配電事業者に対して接続検討の手続を行う。」とあるが、発電者から接続検討申込を行った際、小売り電気事業者への地位の移転を行うことと認識しているが、双方の事務手続きを省略するため、そのような対応は行うことはできないか。	仕様書1.9に記載のとおり、一般送配電事業者の設備に関する工事に伴う接続検討は、当局が手続を行い、買受人には工事施工前に接続供給契約を締結いただくこととしております。当該手続の取扱い是一般送配電事業者の定めるところによりしますので、事務手続につきましては、必要に応じて一般送配電事業者を交えて別途協議いたします。
50	(仕様書1.9)	発電所の設備更新などにより、発電停止期間があるとのことですが、下記ご教示願います。 ① 発電停止中の発電施設への電力供給は、買請人から必要となりますでしょうか。 ② 買請人から施設への電力供給が必要となる場合、施設の供給電力の実績について、30分データご教示頂くことは可能でしょうか。 ③ 工事について、具体的にどのような工事となりますでしょうか。また、工事期間は仕様書1.9 の期間と認識しておりますが相違ないでしょうか。	① 不要です。 ② ①のとおり電力供給は不要なため、データのご提供はございません。 ③ 工事内容は変電所設備更新及び水車発電機分解整備となります。 なお、仕様書1.9 は現時点での工事に伴う発電停止見込みを示すものであり、工事期間ではありません。
51	(仕様書 別紙2)	各発電所の30 分データについて、エクセルデータで頂くことは可能でしょうか。	仕様書「別紙2」のエクセルデータをHP上に公開します。

多摩川第一発電所外2か所の水力発電所で発電する電気の売却先に関する事業者公募要項等に係る質問回答書

質問番号	質問事項	内容(受け付けた質問票のままの表記です。)	回答
52	(仕様書2.1 項、公募資料12.4)	発電側課金について、 ① 買請人が発電側課金を負担すると理解しておりますが認識相違ないでしょうか。 ② 発電側課金は入札価格に含めないとございますが、仮に、発電側課金10円/kWが見込まれるとした場合、入札価格100円/kWとした場合、実際の貴局への支払いは110円/kWになるという理解で相違ないか。 ③ 買受人から貴局への支払(又は買取代金との相殺)の方法及び時期、並びに一般送配電事業者から貴局へ請求される金額を買受人が確認できる根拠資料のご提供有無についてご教示ください。 ④ 発電側課金相当額の見込み額を算定するため、発電所(多摩川第一・多摩川第三・白丸)ごとに、発電側課金の基本額算定の基礎となる一般送配電事業者との接続契約上の契約電力(契約受電容量)をご教示ください。あわせて、現時点で一般送配電事業者から当局に請求されている発電側課金の実績額(直近の月額又は年額)があればご提供ください	① お見込みのとおりです。 ② 仕様書「2.4 発電側課金の取扱い」のとおり、具体的な精算に関する事項は別途協議により決定します。 ③ ②と同様に、支払方法及び時期は買受人決定後、協議により決定します。 ④ 契約電力、割引区分は以下のとおりです。 なお、割引単価は託送供給等約款をご参照ください。 多摩川第一発電所:18,750kW A-2 多摩川第三発電所:16,220kW A-1 白丸発電所 : 1,028kW A-1 発電側課金の実績額についてはお示できませんが、上記の契約電力及び割引区分に託送供給等約款に定める単価を適用いただくことで、kW課金相当額を算定いただけます。 また、kWh課金相当額につきましては、仕様書「別紙2」及び「別紙3」に記載の過去の実績をご参考ください。
53	(仕様書 2.3 項)	容量市場に参加していると認識しておりますが、容量市場から得られる収入・ペナルティ(買請人の責によるものを除く)については、売払人に起因すると読み取りました。インバランスペナルティについて、買請人の責によるものとはどういったものを想定しておりますか。現在想定できる範囲でご教示頂けますと幸いです。	容量市場から得られる収入は当局に帰属します。ペナルティに関する「買受人の責によるもの」については、現時点で具体的に想定する事象はありません。発生した場合は、必要に応じて買受人と協議することといたします。 なお、仕様書「1.10 発電バランシンググループ」に関するインバランス料金が発生した場合、買受人は当局に対して、インバランス料金の請求は行わないものとしております。
54	仕様書 3.3 守秘義務 3.3.1 業務上知り得た秘密	弊社と事業運営上密接な関係性のある親会社等(弁護士や会計監査法人等も含む)においては、相手方の了解を得ずとも開示可能な開示先として、契約書上、あらかじめ明記しておくといった協議の余地はございますでしょうか。	質問番号6のとおりです。
55	仕様書 3.4 契約条件	東京都議会での可決後に契約締結とのことですが、現時点における東京都議会での可決スケジュールとしては大凡いつ頃を見込んでおりますでしょうか。	議会のスケジュールにつきましては当局がお示しできる事柄ではないため、見込みをお答えすることは差し控させていただきます。
56	(仕様書3.4 8 ページ14～15 行目)	対象都有施設へ供給した後に残存する東京産水力発電由来の電気及び環境価値については、都内需要家へ販売することとされているが、当該需要家については契約開始後に新たに獲得した需要家を含めることが可能との認識で相違ないか。また、提案書提出時点において販売先需要家を個別に特定しておく必要があるかご教示いただきたい。	契約開始後に新たに獲得した需要家を含めていただいて問題ありません。 また、提案書提出時点において販売先需要家を個別に特定しておく必要はありません。 ただし、都内需要家への販売方法は、公募要項「12.4 提出書類」のとおりご提案いただく事項となっているため、審査の対象となります。
57	(仕様書3.4 8 ページ3～6 行目)	売渡人と買受人との売却契約を令和9 年4 月1 日に締結すると記載されているが、対象都有施設への電力供給契約についても同日締結との認識で相違ないか。また、供給開始に当たり電力供給先の切替手続きが必要となる場合は、切替に要する期間を考慮し、必要書類を事前にご提出いただけるとの認識で相違ないか。	対象都有施設に係る電気需給契約については、売却契約と同日に締結とならない場合があります。 締結の時期及び切替手続に必要な書類等については、買受人決定後、手続きに必要な期間を踏まえた協議とします。
58	仕様書3.5 データの提供	非化石証書の移転時期について、仕様書3.5 を読む限り、電力量認証は貴局が行うものと理解しているが、いつ買受人に口座移転されるのか、想定的时间軸をご教示ください。合わせて、口座移転前の期間における都有施設への環境価値供給に関するお考えをご教示ください。	当局が電力量の申請を行った後、約3か月で認定審査が完了し、その翌月10日頃に非化石価値取引システムの当局口座に反映される見込みです。反映後、買受人の口座へ移転手続きを行います。 なお、都有施設への環境価値の供給については、口座移転完了後に非化石証書を発行いただくことを想定しています。

多摩川第一発電所外2か所の水力発電所で発電する電気の売却先に関する事業者公募要項等に係る質問回答書

質問番号	質問事項	内容(受け付けた質問票のままの表記です。)	回答
59	(仕様書3.5 データの提供について)	非FIT 非化石証書の電力量認定は貴局で実施頂ける認識で相違ないでしょうか。	お見込みのとおり、当局が実施します。 なお、買受人がアグリゲーターの資格を有する場合など、買受人による申請でも差し支えありません。
60	(様式4-2 環境価値の活用提案書 8項)	弊社では、定価などの設定がなく料金表が存在しません。その場合、料金表は未貼付でよろしいでしょうか。	料金表については、本契約期間中の適用を想定する内容で提出願います。併せて小売供給約款を提出いただく必要があります。 なお、未添付の場合は、公募要項「5 失格要件」(3)に該当しますのでご注意ください。
61	(資料1 対象都有施設の一覧)	① 対象都有施設について、下記の情報をご教示ください ・契約電力 ・各施設の2025年度の電力使用量30分データ ・上記が難しい場合、月別の電力使用量 ② 対象都有施設の電力料金については、今回のプロポーザル提案では含めず、協議決定によるものと認識しておりますが、上限価格等の設定はございますでしょうか。 ③ 当社は、電力供給施設への請求書発行が毎月第8 営業日頃となりますが、よろしいでしょうか。	① 別途、資料をHP上に公開します。 ② 公募要項「12.4 提出書類」(3)ア(ウ)で提出いただく小売供給約款もしくは販売メニューに基づき、買受人決定後、当局と協議の上、決定いたします。 ③ 請求書の発行時期につきましては、買受人の定める電気需給契約約款等を原則として適用いたします。
62	(その他)	契約期間中に取引用計量器等の設備を更新する予定は無いという理解でよろしいでしょうか。また、仮に予定があったとしても、当該更新費用が買受人負担となること無いという認識で齟齬ございませんでしょうか	今回の契約期間中に取引用計量器の更新はございません。 また、更新費用につきましても、仕様書記載のとおり当局の負担です。
63	(保証金について)	① 入札保証金及び契約保証金の要否についてご教示ください。 ② 必要となる場合は、金額の算定方法ご教示ください。 ③ 保証金の納付方法として履行保証保険での納付が可能かご教示ください。 ④ 納付・提出の時期について、履行保証保険での納付が可能な場合、保険会社との契約締結に期間が必要なため、落札後数か月など納付の猶予頂くことは可能でしょうか。 ⑤ 保証金の免除が可能な場合、免除の要件についてもあわせてご教示ください。また、入札前に免除の可否をご教示頂くことは可能でしょうか。免除の判断に必要な提出物があればご教示頂けますと幸いです。	① 本件では、入札保証金、契約保証金ともに免除となります。 ②から⑤まで ①のとおり、保証金の納付は要しません。
64	全般(発電場所および需要場所の計量について)	発電場所および需要場所の計量は全数スマートメーター(東電PG 支給)で該当検針日にデータ送信されてますでしょうか。	発電場所・需要場所とも30分値を計量しており、現在も小売電気事業者経由で30分値実績の提供を受けております。ただし発電場所は東電PG支給のスマートメーターではなく、計量器に通信装置を別置きした構成です。検針日のデータ送信については一般送配電事業者へご確認願います。
65	全般(バラシンググループの組成について)	自己託送供給・分割供給等特殊なBGの組成はありますか。	対象発電所につきまして、自己託送供給や分割供給等の特殊な発電バラシンググループの組成はございません。なお、発電バラシンググループにつきましては、仕様書「1.10 発電バラシンググループ」に記載のとおり、買受人が設定するものに当局が加入いたします。